

電力広域的運営推進機関 評議員会（2020年度第1回）議事録

1. 開催日時：2020年5月20日（木）15時00分～16時15分
2. 開催場所：電力広域的運営推進機関 会議室（W e b会議にて開催）
3. 議事

(1) 議決事項

- 第1号議案 業務規程の変更について
- 第2号議案 送配電等業務指針の変更について
- 第3号議案 2019年度事業報告について
- 第4号議案 2019年度決算報告について
- 第5号議案 需要想定要領の変更について

(2) 報告事項

活動状況報告（2019年10月～2020年3月）

4. 出席者

(1) 評議員（14名中13名出席）

野間口評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、大石評議員、倉貫評議員、高村評議員、竹川評議員、村上評議員、柳川評議員、山内評議員、山地評議員、横山評議員

(2) 電力広域的運営推進機関

金本理事長、都築理事、進士理事、寺島理事、内藤理事、山田総務部長、松原計画部長

5. 議事の経過及び結果

●都築理事

只今から、2020年度第1回評議員会を開会します。

前回に引き続きまして、今回もコロナウイルス感染拡大防止の観点から、W e b会議とさせていただきます。画像、音声に支障があるようでした、お申し出ください。

先ず、定足数の確認をさせていただきます。本日は、現時点で総員14名中13名が出席しており、定款第45条第1項に定める過半数に達しています。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料は、事前に送らせていただいております、本日の議案、資料は、議事次第に記載のとおりです。また、ご発言の際は、お名前を名乗っていただき、議長から発言の許可を受けてから、ご発言されますようお願いいたします。

では、以降の議事は野間口議長にお願いいたします。

○野間口議長

議案に先立ちまして、定款52条に定める議事録署名人を指名いたします。牛窪評議員

と山内評議員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○牛窪評議員・山内評議員

はい。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、議案の審議を行います。

議事進行についてですが、今回の第1号・第2号議案は密接に関連する内容ですので、第1号及び第2号議案を一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。

それでは、第1号議案「業務規程の変更について」、第2号議案「送配電等業務指針の変更について」事務局から説明をお願いします。

●山田部長

はい。山田よりご説明させていただきます。第1号議案は、評議員会での審議後、理事会及び総会での議決を経た上で、経済産業大臣に認可申請を行います。また、第2号議案は、評議員会での審議後、理事会での議決及び総会への報告を行った上で、経済産業大臣に認可申請を行います。

まず、右肩に第1号議案とある資料をご覧ください。タイトル「業務規程の変更について」業務規程の一部について変更したく存じます。変更のポイントは下記の3点でございます。1つ目、系統アクセスルールの変更等、2つ目、需給調整市場開設に伴う変更等、3つ目、技術的な修正、以上3ポイントでございます。第1号議案に続く第2号議案につきましても、この3つのポイントは同じでございます。両議案ともそれぞれ新旧対照表が付いてございますが、これらの内容を右肩別紙1のパワーポイント資料でご説明申し上げます。

タイトル「業務規程及び送配電等業務指針の変更案の概要について」でございます。右肩1ページでございます。主な変更のポイントにつきましては、先ほど申しましたとおり、1番系統アクセスルール関係、2番需給調整市場関連でございます。右肩2ページ、系統アクセス業務とは、発電設備等を送電系統につなぐ場合における、事前相談、接続検討及び契約申込み等一連の業務を言っております。右肩3ページでございます。現行の系統アクセス業務において、系統連系希望者は連系にあたりまして、大規模な対策工事が必要となり工事費負担金が高額で単独で支払うことが困難な場合には、電源接続案件募集プロセス、これは募プロと言っておりますが、この申込みを行うことが可能でございます。※に募プロの解説をしておりますけれども、簡単に申しますと、皆で一緒に工事を実施することで、工事費負担金を安価にするという内容でございます。下の図をご覧くださいますと、左側が通常の手続きの例、右側が募プロの例でございますけれども、左の図のよう

にそれぞれの事業者が単独で連系線を結ぶと無駄があるのがお分かりいただけると思います。右肩4ページでございます。系統アクセス業務において、「非効率な設備形成」等の課題が表面化しつつありましたことから、事業者アンケート調査を実施したところ、その他の課題も顕在化いたしました。まず課題の1番、事業者の申込みの都度、設備工事を検討するため、継ぎ接ぎの系統となってしまう。2番、募プロにおいては、説明会を行う等して、検討期間が長期化する。3番、募プロにおいては、途中で辞退者が発生する都度、再接続検討が必要となってしまう。4番、他の事業者が後追いで契約申込みをすることにより、送電線に流せる電気の量が変化して接続検討の繰り返しが発生してしまう。5番、工事費負担金を支払わない等、系統に発電設備等を接続する意思を明確にせず権利だけを持つという、いわゆる空押さえが発生してしまう、と。こういった課題を踏まえまして、次の5ページでそれぞれの対策を示させていただきました。まず、対策の1番、継ぎ接ぎの非効率な設備形成に対しましては、単独での増強工事を原則禁止して電源接続案件一括検討プロセスというものを導入する。2番、検討期間の長期化というものに対しましては、同様に電源接続案件一括検討プロセスの導入をして、説明会等の手続きを省略する。3番、系統アクセスの遅れに対しましては、工事費の負担可能上限額、いわゆるいくらまでなら払えるのか、と。こういった制度を導入することで、繰り返し検討を防止する。4番、接続検討の繰り返し、これを避けるため、接続検討の回答書に有効期限1年間を設ける。5番、容量の空押さえを防止するため、デポジットを設定する、ということでございます。以上の5ページの対策を、6ページにあるような規程類に反映するというのが今回の改定でございます。7ページと8ページはフローになってございます。9ページと10ページで、これまでのご説明と重複する内容もございますけれども、纏めて、変更前と変更後を説明させていただきます。まず、電源接続案件一括検討プロセスにつきましては、対策の①とございますが、変更前は単独負担での増強工事が可能でございましたけれども、変更後は原則、一括検討プロセスにて行うという話。②でございますけれども、募プロの実施主体は広域機関でございましたけれども、変更後は一般送配電事業者が行う。また、説明会につきましては、これまで実施しておりましたが、実施しないことにする。③は、入札制度で時間がかかっておったわけですが、負担可能上限額の申告に変更する。④、接続検討の回答書に有効期限というものは無かったのですが、1年間という期限を設ける。⑤、個別の申込みに関しまして、これまで無かった保証金というものを設ける。以上がポイントの1つ目でございます、系統アクセスルールの変更に伴う内容でございます。

続く、11ページからが需給調整市場関連でございます。需給調整市場開設に伴う変更の背景①ということでございまして、一般送配電事業者が現状実施している、周波数調整や需給調整を行うために必要な発電設備等の調整力、これにつきましては、以下の課題がある、と。1つ目、エリア内からの調整力の調達のみのため、他エリアに安価な調整力があつたとしても活用が出来ない。2つ目、一度契約すると長期間の容量確保が必要となることから、特定の期間だけ活用できる電源は参入困難だ、ということでございます。この

下の矢印のとおり、電気料金の低廉化を目的に、調整力のエリア外調達及び調達頻度の細分化が可能な需給調整市場を開設するというものでございます。右肩 12 ページでございます。需給調整市場の第一段階としまして、主に再エネ予測誤差に対応するための調整力、再エネ予測誤差を穴埋めする調整力である三次調整力②の調達を 2021 年 4 月より開始いたします。それに伴いまして、矢印の下でございますが、エリア外調達を可能とするため、地域間連系線に係る以下の業務を追加いたします。1 つ目、広域機関は、エリア外から連系線を介して調達する調整力の上限値を、市場が開く前に一般送配電事業者に通知する。2 つ目、一般送配電事業者は、上限値の範囲内で調達した調整力に相当する地域間連系線の容量を広域機関に報告する、ということでございます。この 12 ページの変更内容につきまして、次の 13 ページのそれぞれの規程類に変更を反映するというものでございます。続く、14 ページにつきましては、ご参考といたしまして、需給調整市場のメニュー一覧を付けております。

以上で第 1 号議案、第 2 号議案のご説明を終わります。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。ご発言の際は、お名前をお名乗りください。

○横山評議員

ご説明ありがとうございます。技術的な質問でございますが、12 ページの需給調整市場開設に伴う変更の背景②で、「三次調整力②に上限値を設定」と書いてありますが、上限値というのはどのようにして計算をしているのでしょうか。

○野間口議長

関連するご意見、ご質問はありますか。

それでは、ただいまの質問に対し、広域機関から説明願います。

●進士理事

正確な所は別途、ご回答申し上げますが、三次調整力②を広域調達するにあたりまして、マージンの量等、直流、交流を含めて、どこを通せる通せないを勘案しまして、決定するものでございます。

○野間口議長

横山評議員、よろしいでしょうか。

○横山評議員

ありがとうございます。この調整力の確保量の大きさによっては、いわゆるエネルギー取引に影響を与えると思いますが、その辺の兼ね合いも考慮されて、上限値を決めるという理解でよろしいでしょうか。

○野間口議長

進士理事、いかがでしょうか。

●進士理事

JEPXへの影響も勘案しまして、今後どうしていくのかを決めていく予定でございます。

○横山評議員

ありがとうございました。

○野間口議長

他にご意見はありますか。村上評議員、お願いします。

○村上評議員

システムアクセスルールの変更の位置付けについてですけれども、伺っておりますと、ごく当然のこと、合理的なことをこれからやっていくということなので、これは今までやっていなかったことを完全に改めて新しいルールを作るということなのか、今までもなし崩し的に事実上、実務の上では行ってきたことを追認するというか、これからこういう形でルールとしてやりますということなのか、どちらの方に近い感じで受け取ればよろしいでしょうか。

●都築事務局長

村上評議員のご質問に対して、お答えをいたします。接続関係に関して、いろいろなご指摘、ご要望等を承っております、そうした中で、一部改善してきたというのが、募集プロセスと呼ばれる現状でもやっているものでございます。そうした中でも、プロセス途中で何度も接続検討を繰り返す等、問題がありまして、やりながら工夫をしている側面もございますので、順次それを反映させていくという意味合いで捉えていただければと思っております。他方で、ネットワーク側でイニシアティブを取りながら、必要な送電線の整備の在り方を提示していくという意味では、今回は主客を逆転させたような内容を掲げていくと、そのものに関しては、従来に比べると、少しパラダイムシフトをもたらそうとしているものでございます。

お答えとしては、順次発展させていく側面と少し観点を変えている部分と両面があるというふうにご理解いただければと思います。

○村上評議員

了解いたしました。

○野間口議長

他にご意見はありますか。

それでは議決に移ります。特段の反対意見ございませんので、第1号議案「業務規程の変更について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第1号議案は、原案どおりの議決とします。

続きまして、第2号議案「送配電等業務指針の変更について」原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議委員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第2号議案は、原案どおりの議決とします。

○野間口議長

それでは、次の議案の審議を行います。

先ほどと同様に、第3・4号議案につきましても、密接に関連する内容ですので、第3号及び第4号議案を一括して事務局説明及び審議を行った後、一件毎に議決を行います。

では、第3号議案「2019年度事業報告について」および第4号議案「2019年度決算報告について」事務局から説明をお願いします。

●山田部長

はい。山田より第3号議案、及び第4号議案をまとめてご説明させていただきます。

両議案とも評議員会での審議後、理事会での議決及び総会での議決を経た上で、経産大臣への認可申請を行うものでございます。

右肩 3 号議案とありますものが、事業報告書のフルバージョンで 12 ページものとなっております。次に右肩 4 号議案とありますものが、決算報告のフルバージョンの 7 ページものがございます。これらのポイントを別紙 2、別紙 3 でそれぞれご説明申し上げます。

では別紙 2 からでございます。タイトル「2019 年度事業報告について」というものでございます。右肩 1 ページ、2019 年度事業報告の概要、ポイントは以下の通りでございます。1. 容量市場の導入に向けた検討、2. 需給調整市場の導入に向けた検討、3. 広域系統長期方針、4. システム開発の円滑な実施、ということで、次ページ以降でそれぞれの詳細をご説明申し上げます。

右肩 2 ページ、まず 1 番の容量市場の導入に向けた検討で 2019 年度の主な取り組みでございますが、容量市場の導入時期や容量拠出金のキャッシュフローの在り方等、制度設計について幅広く検討を行いました。運営体制の整備に関しましては、2020 年 7 月の容量市場開設に向けまして、市場参加者の利便性を考慮した業務フロー、業務システムの設計など、詳細な業務運営の検討を行いました。また意見募集による幅広い意見を踏まえまして、2020 年 2 月にメインオークションの募集要綱及び、業務マニュアルの一部を策定・公表いたしております。続いて右肩 3 ページ、需給調整市場導入に向けた検討、2019 年度の主な取り組みといたしましては、2021 年度に開場する三次調整力②、先ほど出てきたものでございますが、これにつきまして、必要量や詳細要件、発動指令電源の運用方法、余力活用の仕組み等その他、市場運営ルールの検討等を行いまして、開設のための準備を進めました。また 2022 年度に開場予定の、三次調整力①についても、調整係数や詳細設計の方向性等を決定しました。右肩 4 ページ、広域系統長期方針についてです。2019 年度の主な取り組みといたしましては、中長期的な将来の電力システムを見据えて、設備形成の方向性を示す、いわゆるマスタープランの基本的な考え方を整理いたしました。また、コネクト&マネージでは、試行ノンファーム型接続の適用を 9 月に開始しましたし、N-1 電制の本格適用の早期実現に向けた、費用精算の仕組みの具体的な対応の方向性を整理したり、ノンファーム適用系統の判断要件の整理等を行っております。右肩 5 ページでございます。システム開発の円滑な実施の 2 分の 1 でございますが、2019 年度の主な取り組みといたしましては、容量市場システムについては、メインオークションに向けて参加登録およびオークションに対応するシステム開発を進め、2020 年 3 月より、参加登録の受け付けを開始しております。スケジュールは下の表の通りでございます。広域機関システムにつきましては、次のページとも絡んでくるわけでございますが、制度変更に対応して改修するとともに、更なる安定稼働に向けて、改良を図りました。また事業者ニーズを踏まえた機能改良を行いまして、事業者の業務効率の向上に寄与しております。以上、事業報告に係るポイントをご紹介させていただきました。

続きまして、右肩別紙 3、2019 年度決算報告についてのポイントをご説明申し上げます。右肩 1 ページ、2019 年度決算の概要でございます。まず、収入の実績は、約 104 億円となりまして、予算額に対して約 3 億円の増となりました。一方、支出の実績額は、約

81 億円となりまして、予算額に対して約 19 億円の減となりました。右肩 2 ページ以降で科目ごとにご説明申し上げます。まず右肩 2 ページでございます。各科目の主な支出内訳及び予実差異要因、予算と実績の差異要因でございますが、この①といたしまして、2 ページでは、固定資産関係費でございます。主な支出内訳といたしましては、広域システムのリース費用 21.8 億円、広域システムの開発費のうち、拡張性確保で 4.6 億、また制度改革対応で 4.3 億、そして主な予算と実績の差異要因でございますが、広域機関システムの開発費のうち、制度改革対応につきましては、2.9 億円の減、いわゆる未達というものでございます。理由といたしましては、制度改革の詳細内容の決定に伴う、開発工程の見直し、繰り延べによって費用が思ったより出なかったということでございます。続きまして新バックアップ拠点の費用で 1.7 億円の減とございますが、これは大阪にあります拠点以外の第 2 バックアップ拠点を設置するというを予算化しておりましたけども、場所を選定する以前に、その他の優先検討課題があったことによる減、ということでございます。続きまして、右肩 3 ページ、今度は運営費に参ります。主な支出内訳といたしましては、広域機関システム関連費用で 10.7 億、容量市場関連費用で 4.2 億、その他システム関連費用で 2.8 億、またシステムとは違いますが、豊洲事務所等の賃借料で約 3 億、主な予実差異要因といたしましては、容量市場関連費用で 1.6 億円の減でございますが、1 年位前は容量市場の開設前倒しということで 2019 年度スタートに備えておりましたが、結果 2020 年の 7 月にスタートすることとなりましたので、実績減につながったということでございます。右肩 4 ページでございます。人件費につきましては、主な支出内訳としましては役職員費用で約 14 億、法定厚生費で約 2 億、予実差異要因といたしましては、職員給与で約 1.9 億円の減ということでございます。その他といたしましては、予備費は支出が無かったので、2.9 億円が出なかったということでございます。右肩 5 ページ、創立時からの支出実績の推移はグラフの通りでございます。右肩 6 ページでございます。参考でございますが、科目別ではなくて、業務分類別の支出実績額ということでございます。広域機関ではこういったことや業務にお金が使われているのか、ということを示しておりますが、このグラフのとおり、右半分の広域機関システム関連で 46 億、57%、約 6 割が広域機関システム関連費でございます。人件費が 17 億ですので、約 20%、そして事務関連費が 12 億、約 14%、そして容量市場関連費で約 6%というような内訳になっているということでございます。以上で、第 3 号議案と第 4 号議案のご説明を終わります。

○野間口議長

ありがとうございました。それでは、ご意見ある方は、お願いします。

○倉貫評議員

新バックアップ拠点ですが、どの辺りの地域を考えられているのかということと、遅れ

ているという認識だとすると、問題はないのかということについて、広域機関の考えを教えてください。

●都築事務局長

倉貫評議員からご指摘ありました件についてですが、バックアップ拠点をどこに持つのかということは、対外的に表にすることではないと思いますので、具体的な場所について、現在のバックアップ拠点、それから将来のバックアップ拠点についてお答えすることは差し控えさせていただきますが、バックアップ拠点は当然のことながら同時被災といったことをしないようにということで、一定の距離を置かなければならないということがございます。他方で、移動において業務の継続性というものは担保しなければならないということがございます。そうしたところを勘案しまして、我々は豊洲にオフィスがあるわけですが、そこから移動可能なところにもう1箇所のバックアップを、移動しやすく同時被災もしないところを探そうと、そういうポリシーで考えております。リスクという点につきまして、定期的に今のバックアップ拠点での立ち上げの訓練等、円滑さというものが損なわれることのないよう対応を行っております、ただちに遅れが業務継続性に対してリスクを高めているとは考えておりません。より業務の継続性を高めるために、今回第2バックアップ拠点を考えているということをご理解頂ければと考えております。

○倉貫評議員

ありがとうございました。

○野間口議長

他にご意見はありますか。

○高村評議員

今回の事業報告と決算報告の内容について、異論はございません。既に19年度末から始まっている、新型コロナウイルス感染拡大による影響というのが、どういう状況にあるのかについて、19年度は、タイミングとしてはそんなに大きなものではないと思うが、例えば感染症拡大の中でライフラインの重要性が増していると思っております、広域機関における系統運用の管理体制について。あるいは全体として電力需要が落ちていると思いますので、とりわけ再生可能エネルギー導入が拡大しているところでは、需給調整は大変な局面にあると理解しております。今2つ申し上げましたけども、2020年度の事業計画では、予算との関係があるかもしれませんが、この感染症の影響についてお尋ねしたいと思います。

●都築事務局長

高村評議員のご質問に対してお答え申し上げます。まず我々自身が新型コロナ対策ということで、どう対応しているかについてでございますが、我々はどうしてもエネルギーの安定供給、それから業務継続が重要な機関でございますので、国からも要請を受けているところでございますけれども、特に我々は当直体制をとっております。例えば連系線の業務、そういったところをまず、きっちり業務として継続できるように、感染拡大防止の対策として、最優先にそうしたところに必要なファシリティを整えていくとか、我々は大部屋で業務を行っているため、三密と言われていますが、そのようなことにならないように、テレワークの推進であったり、各種業務管理を行っております。そういったことにより、現段階において感染者はもちろんおりませんが、業務継続をきちんと行えているということでございます。次に、もう一つご質問頂いておりました、今年度の事業に、どういった影響が生じるのか、というところでございます。マクロの電力需要につきましては、例えば産業用の需要であるとか、一般オフィスであるとかの業務用需要ですが、そういったところについては、落ち込んでいるというところは観察はできるわけですが、今後例えば夏にどうなるのかとか、この冬どうなるのかというところにつきましては、一言で言うと状況を注視しているということでございます。今、一部非常措置が解除されているところもあるわけですが、それがどういう風に動いていくのかによって、経済活動あるいは社会活動と密接に電力の需要は関わってきますので、そういったところの相関については、我々は常にウォッチしておりますが、そこを見通すというタイミングではまだない、というように思っております。もちろんできるだけ先を見通して対応していく、ということは重要だと思っておりますが、現時点では定量的に申し上げられる状況ではないというところは、お許しいただければと思います。他方で、そうした需給管理について、我々はその業務の一翼を担っているという観点から、そうしたところについて、色々な変化点とかについて、ビビットにアンテナを高く持って対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○高村評議員

ありがとうございます。需給状況を見通すのは大変なことだと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。もう一点は質問ではありません。前回は申し上げた点でございますが、むしろこの後の議論なのかもしれませんが、今の国会に出ています電事法もFIT法改正も、報道を見ると広域機関の果たす役割が大きくなる方向だと思っており、そういった意味で2020年度の予算のところでもそれに沿った対応をお願いしたいと思います。以上です。

○野間口議長

分かりました。今の指摘について広域機関も十分認識していると思いますが何かあり

ますか。

●都築事務局長

高村評議員からのご指摘に関してですが、2回前の評議員会の間でもご議論いただいたのですが、我々の業務拡大があることを見越しまして、予算という意味では今回予備費を多めに積ませていただきまして、施行準備に対応できるようにしております。ただ現時点では法案審議の最中で、例えば今日同時並行で法案審議を行っていたりするわけですが、そのような状況で、具体的にこれをやりますということを宣言するという事は避けております。ただ重要な業務が、今回、我々に追加されるというように認識しておりますので、こうした重要な政策課題の実現に対してきちんと貢献できるような準備と実行をしていきたいと思っております。以上です。

○野間口議長

ありがとうございます。大変重要なことですので、よろしく願いいたします。

○大石評議員

今の高村評議員の発言に関連するのですが、需給そのものはなかなか見通すことにはできないと思うのですが、新型コロナの影響で、例えば設備の点検時期がもともとの予定からずれてしまうだとか、そういうような具体的なことはある程度把握されていて、それによって次年度の需給関連をある程度予測するというのは、多分されているとは思いますが、その辺りを教えていただきたいのが一点。もう一つが、今回容量市場が7月からということで決算の面では今は十分賄えているというところがあると思いますが、これがコロナの影響でひっ迫するようなことが起こらないか心配しており、その辺り大丈夫なのか教えていただけるとありがたいです。以上です。

●都築事務局長

複数の部門にまたがる話ですので、まとめてお答えいたします。まず二つ目から申し上げますと、容量市場というお話がございましたが、もちろんこれは2024年というちょっとの需給を見ながら供給力を考えるということになりますので、そうした観点から需要構造が大きく変わってしまうということが今回の話の中で、起きてくる可能性を否定はできないと思っております。こうした場合に、補正が起きてくるのではないかというのを気にはしています。容量市場のメカニズムの中には実需給年度に近づいていく過程において、状況が変わったところを補正的に対応するメカニズムを用意しております。追加のオークションで増分・減少分をアジャストしていくことを考えているというのが現状でございます。今の段階で全能の神のように将来を見切って何かということではなくて、現状では現在想定できている範囲内で需要想定をしながら、2024年度の供給力を

見極めていくということで対応をしていきたいと思っております。一つ目の質問についてですが、例えば発電所の工事事業者の健康面や感染拡大の防止という観点から、作業が当初予定していた通りに行かなくなっているというのはお聞きしているところでございます。これはその都度対応するしかないと思っております。これからも発生しうる話だと思っておりますので、できるだけ我々としては、日本全体の需給という観点からは、そうした事象が発生した時に、一つ一つそれによって全体の需給に大きな影響を及ぼすのか及ぼさないのか、余裕があるのか、そういった判断をしていきたいと思っております。現状で我々が承っているそうした事例につきましては、今直ちに日本全体の需給が夏も冬も含めて影響があるというところまではいかないというところまでは分析ができております。以上でございます。

○野間口議長

いろいろ意見が出ましたが、この議案に関する基本的な意見は出たようでございますので、議決に移ります。

第3号議案「2019年度事業報告について」原案どおりとすることによろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第3号議案は、原案どおりの議決といたします。

続きまして、第4号議案「2019年度決算報告について」原案どおりとすることによろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第4号議案は、原案どおりの議決といたします。

○野間口議長

続きまして、第5号議案「需要想定要領の変更について」です。事務局から説明をお願いします。

●松原計画部長

それでは、計画部の松原より、第5号議案・別紙4で説明させていただきます。需要想定要領の変更についてですが、別紙4の3ページをご覧ください。本件のきっかけとなりますのは、特別調達電源スキームの導入でございます。これは、前回の評議員会で、供給計画のご説明をさせていただいた時に少し触れさせていただいたのですが、足元の至近数年の間、火力の休止というものが割と進む傾向にございますので、もしも、そういう中で需給が厳しいとなった場合は、休止するような電源を稼働させるというのがこの特別調達電源スキームでございます。このようなスキームを導入するというのが、昨年議論されたわけですが、ただ、休止する電源というものは、やはり立ち上げるまでに半年から1年ぐらいのリードタイムが必要でございます。つまり、このスキームを使おうすると、2年先くらいまでの需給を月別にきめ細かく評価することでこの要否を判断していくということが必要となってくるわけでございます。それを、スケジュール的に漫画で表しているのが4ページでございますが、当機関といたしましては、この漫画でいきますと一番左端3月末のところには三角形がございますが、供給計画の中で向こう2年分を月別に評価する、今までは、向こう一年分しかやっていなかったのですが、2年分について月別に需給バランスを評価するという事で対応してまいりたいというように思っています。そして、今回お諮りしている趣旨でございますが、昨年この議論が行われましたので、この議論を遅滞なく、取り込むために今回今年3月に取りまとめました供給計画においても暫定的にこれは始めさせていただきます。ただ、この暫定的に始めた業務は、法律に則ってきちんとルールに落とし込んで次の供給計画から回していく為に今回は需要想定要領の変更という形でお諮りをさせていただくものでございます。事務局からは以上でございます。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

先ほどのご質問にも関係するような事だと思いますが、評議員の皆さんどうでしょう。

○山地評議員

今回の変更は、特別調達電源スキームに対応するものということで了解、それで結構だと思います。先程から、議論に出ているように今回のコロナ対応でコロナに直接影響もあるけれど、コロナ対応で今後テレワークが導入されるように社会システムが変わっていくわけですよね。そうすると、電力需要とか電力の色々パターンが変わってくるので、今までの様な需要想定でいいのかどうか、これはだから長期的な課題ということで、先程、都築理事もおっしゃっていたのですが、私もそう捉えていますけど、今後、コロナの直接影響よりもコロナ対応で社会が変わっていくと、働き方が変わっていくというところに対応した需要想定というのを今後考えていただきたいというコメントでございます。

●寺島理事

寺島です。山地評議員、ご指摘ありがとうございます。ここでの議案は需要想定要領ということで、短期2年の月別の評価についてお話をさしていただいております。それとは別になりますが、ご指摘の通り、今回のこのコロナ感染防止対策の影響による、その経済活動なり人々の生活様式の変更が、電力需要にどのように影響するのかということについては、今回改めて、それをしっかり見ていく必要があるのではないかという問題意識では、私共も共有しております。とりわけ、現在の需要想定では、長い歴史の中で、GDPやIIP（鉱工業指数）の経済指標や、気温補正という気温の影響というものが電力需要に直接影響するものと考えていますが、本当に今のGDPないしは、IIP、更に個人消費の関係が、までの指標との相関で考えていいのかということは、非常に大きな問題が含まれていると思います。3密を避けるなど生活様式も変わりますし、経済活動の内容も変わることから、単純ではないという問題意識も持っていますので、これからは、今回のコロナ影響の問題も含めた色々なデータ分析等もやっていきたいと思い、その中では様々な角度からの検討を進めていきたいと考えております。大変、重要なご指摘ありがとうございます。

○野間口議長

ありがとうございます。まさにその通りだと思います。他にご意見ございませんでしょうか。

それでは議決に移ります。第5号議案「需要想定要領の変更について」は原案どおりとすることよろしいでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○野間口議長

ありがとうございます。第5号議案は、原案どおりの議決とします。

○野間口議長

報告事項は、広域機関の「活動状況報告」です。

今回は、2019年10月から2020年3月までの活動となります。事務局から報告をお願いします。

●山田総務部長

はい。総務部の山田から報告を申し上げます。

右肩の報告資料、1ページについては、理事会の活動状況です。理事会を22回開催し

ており、主要な審議事項は記載のとおりです。

続きまして、2 ページ、会員への融通指示状況です。上半期は6回の指示実績がありました。下半期の指示実績はありませんでした。

続きまして、3 ページ、システムアクセス業務についてです。このページでは記載事項の件数を示しております。

続きまして、4 ページは苦情処理・紛争解決業の状況になり、内容は記載のとおりとなります。

次に5 ページ、全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価についてですが、電力需給検証の結果について取りまとめ、本日、報告書を公表予定となっております。概要としては、2019 年度冬季実績について、全国最大需要時の予備率は15.1%であり、安定供給確保に十分な供給力を確保していたということでもあります。2つ目は2020 年度夏季見通しについて、過去10年間で最も厳しい気象条件となった場合でも、全国で安定的な電力供給に必要な予備率3%を確保できる見通しであります。

次の6、7 ページにつきましては、各エリアの予備率の実績となっております。いずれにつきましても、安定的な予備率を確保しておりました。

次に8 ページ、長周期広域周波数調整および再エネ出力抑制実績についてですが、四国エリア、中国エリアに対して、それぞれ1回行い、九州エリアに対して20回行っております。一方、再エネの出力抑制については、九州本土において44回行っております。

次の9 ページはスイッチングの実績になります。2019 年度末の累積件数は1,574 万件となっております。

次の10 ページ以降は、各委員会の状況を記載しております。詳細な内容説明につきましては、割愛させていただきます。

最後の15 ページは、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する取組みを参考としてお示しします。まず1つ目ですが、3月2日に新型コロナウイルス対策本部を設置いたしました。それ以降、感染拡大防止に関する様々な取組みを実施しております。例えば、テレワーク・時差出勤の推奨、総会・委員会のWeb開催等、非常時体制の検討、手洗い・咳エチケットの徹底等になります。また、広域機関の出勤率につきましては、当直を除き、約15%前後となっております。4月7日の緊急事態宣言後については、対策本部会議を定期的にWebで開催しており、出勤率・備品残量・発熱者の状況等について定期的に確認するとともに、遅延する可能性のある業務について今後の対応等を検討してまいりました。

事務局からの報告は以上です。

○野間口議長

ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

○野間口議長

よろしいでしょうか。それでは、報告事項は、以上とします。

○野間口議長

本日の議案は以上となりますが、これらに関して、評議員会として、理事長に対して伝えるべき特段のご意見がありますでしょうか。

○野間口議長

よろしいでしょうか。それでは、閉会の前に金本理事長から一言お願いします。

●金本理事長

今回の評議員会についてもWeb会議での開催となり、お聞き苦しい点もあったと思いますが、活発な議論をしていただき、大変ありがとうございました。コロナウイルス感染拡大防止の関係から、広域機関では8割以上の職員がテレワークという状況であり、仕事も山積しておりますが、職員には頑張ってもらっております。特に24時間体制の当直については、コロナウイルスに感染して業務に支障がでるようなことがないよう、万全を期しているところです。この先しばらくの間は、現在の状況が続くと思いますが、我々の仕事も増えていく一方ですので、今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。ご支援・ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○野間口議長

ありがとうございました。

以上をもちまして、今回の評議員会を閉会します。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 牛窪 恭彦

評議員 山内 弘隆